

国際教養大学課外活動施設管理規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第98号

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学施設管理規程第4条4項の規定に基づき、課外活動施設の管理及び使用について、必要な事項を定める。

(課外活動施設の名称等)

第2条 課外活動施設の名称、利用用途及び設置場所は次のとおりとする。

施設名称	数量	利用用途	設置場所
学生活動室	1	会議室、研修会、クラブ・サークル活動等	学生会館
学生会議室	3	会議室、クラブ・サークル活動等	
和室会議室	2	会議室、研修会、懇談等	
レクリエーションスペース	1	軽運動・スポーツ、イベント等	
スタジオ	2	軽音楽、バンド等	
企画・展示ホール	1	催し物、ギャラリー等の開催	
展示コーナー	1	学生活動、同窓会活動記録の展示等	
学生用倉庫	1	クラブ・サークル等の倉庫	
部室	12	部室	サークル棟

(管理運営)

第3条 課外活動施設の管理及び使用に関する事務は、学生課が行う。

(利用者)

第4条 本学が公認したクラブ・サークルのほか、本学の学生で構成されている任意団体で、事前に使用願(様式1)を施設管理者に提出し、その許可を得た者とする。

2 本学の学生以外の者が課外活動施設を使用する場合には、原則として使用する日の7日前までに使用願(様式1)を施設管理者に提出し、その許可を得なければならない。

(使用日時)

第5条 課外活動施設を使用できる日及び時間は次のとおりとする。ただし、施設管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用日 全ての日

(2) 使用時間 を原則 午前8時30分～午後11時 とする。ただし、金曜日、土曜日、祝日の前日は、午前2時まで開館とする。

(遵守事項)

第6条 課外活動施設を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の使用及び転貸は行わないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 火気を使用する場合は、事前に施設管理者の承認を得ること。
- (4) 施設管理者が特に必要と認めた場合、あるいは指定した場所を除き、施設内で飲酒をしないこと。飲酒を含む行事や施設の使用については、事前に申請し、許可を得ること。
- (5) 施設・備品等が無断で移動、改変、及び新設しないこと。
- (6) 使用後は清掃及び消灯し、すべて原状に復すること。
- (7) その他施設を管理している者の指示に従うこと。

(使用許可の取消)

第7条 この規程に違反するなど、管理運営上支障をきたす行動を取った団体又は個人に対して、課外活動施設の使用を一定期間禁止することができる。

(損害賠償)

第8条 課外活動施設を使用する者が、故意又は過失により設備、備品等を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、課外活動施設の管理及び使用について必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

様式1